一　保安林の所在場所　福井県越前市横住町六八字上堂谷一七、一八、二〇、二一、二二の一、二三、二四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町佐渡字伊笹八二六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村大字大日向字大田甲一七一八、一七一九、利根郡片品村大字須賀川字下田保三三の一五から三三の三四まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五一地割字安孫一九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字安孫一九の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第一五地割字弥傳治一〇三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字弥傳治一〇三の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び軽米町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

○国土交通省告示第二百七十四号

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十八年二月一日
国土交通大臣　石井　啓一

補償コンサルタント登録規程の一部を改正する告示

補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「その資本金額」を「その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第三十九条第一項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、資本金額」に改める。

第十四条第一項中「第四条第三項」の下に「（第四号及び第六号を除く。）」を加え、「第七条第一項及び第八条第一項」を「第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項」に改める。

別記様式を次のように改める。

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県玉名郡南関町大字久重字石倉二六八五（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び南関町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十八年二月一日
農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）